

宮崎市立小中学校で使用する電話回線契約に係る
一般競争入札の実施について

次のとおり、条件付一般競争入札を実施する。

令和 6 年 1 月 3 1 日
宮崎市長 清山 知憲

入札に参加する者は、関係法令に定めるもののほか、下記事項を順守のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書に疑義がある場合は、担当課に説明を求めることができる。

ただし、入札後に仕様等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

記

1 条件付一般競争入札に付する事項

(1) 件名

宮崎市立小中学校で使用する電話回線契約

(2) 期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

(3) 案件の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 入札方法

上記の業務について、入札を実施する。

また、落札決定は、入札書の参考総価比較額に記載した当該金額に、100分の10に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) 宮崎市は、この入札に係る契約期間において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、契約を解除するものとする。

契約の相手方が契約事項に違反した場合

契約の相手方が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)と密接な関係を有するものであると認められた場合

(2) 宮崎市は、契約の解除によって生じた契約の相手方の損害については、その賠

償の責めを負わないものとする。

3 入札参加者の資格

- (1) 入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による総務大臣の登録を受けた者であること。

宮崎市指名競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。

仕様書に記載した仕様を確実に履行できると認められる者であること。

地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

本件の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市物品売買等の契約に係る指名停止等の措置に関する要綱(平成8年2月7日告示第19号)による指名停止を受けていない者であること。

4 入札参加資格に係る書類の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、宮崎市に対して、次に掲げる書類を提出しなければならない。

条件付一般競争入札参加申込書(別紙様式1)

電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第9条の規定による総務大臣の登録証の写し

- (2) 提出場所

宮崎市教育委員会企画総務課

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 電話 0985(85)1822

- (3) 受付期限

令和6年2月9日(金)午後5時

- (4) 提出方法

持参又は郵送とする。ただし、郵送は、書留郵便に限り、2月9日までの消印があるものを有効とする。

- (5) 事前審査の実施

宮崎市は、「条件付一般競争入札参加申込書」を提出した者が、入札参加資格を満たしているかを事前に審査する。なお、宮崎市が必要と認めた場合には、入札に参加しようとする者に対して、個別に聞き取りを行い、提出書類の修正等を求める場合がある。なお、事前審査において、提出書類の修正等を求めても修正等がなされなかった場合、又は修正結果が審査基準を満たさなかった場合には、入札への参加を認めない。

- (6) 事前審査結果の通知

事前審査終了後、審査基準を満たしている場合には、通知は行わない。なお、審査基準を満たさなかった場合には、令和6年2月14日(水)までに通知するものとする。

5 契約条項の掲示、仕様書等の交付

契約条項を掲示し、仕様書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとし、仕様書等の関係書類は、宮崎市のホームページからダウンロードできるものとする。

(1) 場所

(掲示) 宮崎市役所 本庁舎前掲示場

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号

(交付) 宮崎市教育委員会企画総務課

電話 0985(85)1822

〒889-1696 宮崎市清武町西新町 1 番地 1 清武総合支所 4 階

(2) 期間

令和 6 年 1 月 3 1 日 (水) から令和 6 年 2 月 1 6 日 (金) まで

(土曜日及び日曜日、祝日を除き、午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会

入札説明会は実施しない。なお、この入札に関する質疑がある場合には、令和 6 年 2 月 1 4 日 (水) 午後 5 時までに書面により、提出すること。

< 提出場所 >

宮崎市教育委員会企画総務課

電話 0985(85)1822

〒889-1696 宮崎市清武町西新町 1 番地 1

清武総合支所 4 階

7 入札

(1) 入札書の提出期限及び場所

提出期限

令和 6 年 2 月 1 6 日 (金) 1 7 時

場所

〒889-1696 宮崎市清武町西新町 1 番地 1

宮崎市清武総合支所 4 階 企画総務課

(2) 入札に参加する者は、下記により、別紙様式 2 による「入札書」を提出しなければならない。

入札書の提出方法は、郵送のみとし、書留郵便で送付するものとする。

なお、2 月 1 6 日までの消印があるものを有効とする。

提出期限を過ぎて提出されたものは、いかなる理由でも無効とする。

代理人が入札を行う場合は、別紙様式 3 による「委任状」を提出するとともに、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称若しくは商号 (法人の場合は代表者の職氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印 (外国人の署名を含む。以下同じ。) しなければならない。

競争入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合、当該訂正部分に押印しなければならない。なお、入札書の表記金額は訂正することができない。

(3) 開札の立ち合いを希望する場合は、教育委員会企画総務課に申し出ること。

(4) 開札した場合において、落札者がいないときは、再度の入札を行う。

8 契約保証金

契約保証金は免除とする。(宮崎市財務規則第 105 条第 1 項第 9 号)

9 入札の無効に関する事項

次の入札は無効とする。なお、無効となる入札をした者は再度の入札に参加することはできない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が行った2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札
- (5) 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 談合その他不正の行為があった入札

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低参考総価比較額の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、別紙

| |
|-------|
| くじの方法 |
|-------|

により落札者を決定するものとする。

11 入札及び契約の手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

【 問い合わせ先 】

< 担当課 >

宮崎市教育委員会企画総務課

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 清武総合支所4階

電話 0985(85)1822 ファクス 0985(44)5445

掲示終了 令和6年2月16日